

陳 情 文 書 表

平 2 8 陳 情 第 1 6 号	平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日 受 理
件 名	公民館の使用料値上げ反対の陳情
陳 情 者	秦野市北矢名 5 6 - 9 公民館等公共施設使用料値上げ問題を考える会 代表者 平井 洋子
陳 情 の 要 旨	
<p>市は、地区別市政懇談会などで公共施設使用料の見直し案を具体的な額で発表しました。公民館の使用料は、平成 1 7 年 6 月まで生涯学習の理念などから無料でしたが、以後、有料化になり、伊勢原市、厚木市、平塚市などの近隣市では現在も無料です。</p> <p>公民館は、昭和 2 4 年制定の社会教育法により法的整備が図られ、同法第 2 0 条で「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とうたっています。したがって、公民館は全市民のための「社会教育施設」であり、「貸し館」ではありません。</p> <p>市は、平成 2 6 年 9 月に、使用料見直し案について、「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針（案）」の冊子を公民館へ置き、インターネットでも公開しました。市はこの周知方法で市民からパブリックコメントを求めましたが、上記の冊子や、相当な感心がなければアクセスしないインターネットに掲載しただけでは、限られた市民しか知ることができませんでした。</p> <p>ある地区別市政懇談会では、「知らせ方に問題がある」と紛糾し、市議会では、「周知が不十分ではないか」、「コンセンサスが不足しているのではないか」などの指摘がされました。このような状況を受けて、市は、平成 2 8 年 1 月～3 月まで 1 3 回の「公共施設フォーラム 2 0 1 6」を開催しました。全体で 1 7 3 人の参加で、1 回の参加者は平均 1 3 人です。参加者があまりにも少なく目的が達したのでしょうか。「公共施設フォーラム 2 0 1 6」の開催通知は、公民館へ 1 枚のチラシを貼っただけで、掲示物がたくさんある中、これではほとんどの人が目に触れることはできなかつたのではないのでしょうか。ちなみに</p>	

今回の地区別市政懇談会の開催通知は、各戸への自治会の回覧板での周知でした。

市長は、市民力・地域力を市民とともに培っていこう、と表明されており、当会もその表明に同感で、行政と市民が地方自治の理念に立って協働し、活力ある秦野を目指しています。

しかし、利用者の多くは、「負担が増えると活動ができなくなる」、「値上げをしないしてほしい」との声が強く、平成27年に182団体から「公民館等公共施設の使用料値上げ方針の撤回を求める陳情」が提出されました。

使用料の値上げをすれば、市民の活動にブレーキがかかり、市民力・地域力が停滞し、特に高齢者にとっては出かける機会が少なくなり、健康保持にも影響が出かねません。

市は、この使用料値上げ案の理由の一つとして、「負担の公平」を掲げていますが、利用者と未利用者を分けて考えているように思います。しかし、公民館の理念や活動内容から考えると「受益者」は市民全体であり、利用者のみを「受益者」として負担させるのは問題ではないでしょうか。また、使用料の算定基礎に、人件費や施設の減価償却費が含まれていますが、地方財政法になじまないのではないのでしょうか。

上記の趣旨から、公民館の理念、目的に立脚してこれ以上値上げをしないでください。

陳情事項

- 1 市民への周知、コンセンサスをさらに丁寧に行うこと。
- 2 公民館の使用料を、公共施設使用料の見直し案による値上げをしないこと。